

(一)基礎学校及び後期中等教育に関する法律(教育法)抄

1998年7月17日・法律第61号(1999年8月1日施行)

LOV av 17.juli 1998 nr.61 OM GRUNNSKOLEN OG DEN VIDAREGÅANDE OPPLÆRINGA

(OPPLÆRINGSLOVA) (I KRAFT 1. AUGUST 1999)

出典 CAPPELEN AKADEMISK FOLAG as, 1999, Oslo. ISBN*82-456-0997-8

第10章 学校の職員

§ 10-1 教育職員の資格

基礎学校及び高等学校において授業をする職に任命される者は、そのための専門的、教授学的能力を有しなければならない。文部省は、学年別及び学校の種類別の教育職に任命される者に必要な教育的な資格と経験に関する施行規則を定める。

§ 10-2 校長の資格

校長に任命される者は、学校又は学年に対する§ 10-1に定められた資格の一つを有し、かつ、学校又は他の教育的管理部門で3年間以上、教員又は管理者として働いたことがなければならない。

§ 10-3 常勤の学校職員の資格

文部省は、常勤の学校職員の資格に関する規則を定める。

§ 10-4 職の公示

教員及び校長の職は、公示されなければならない。この要請は、6ヶ月より短い職について、又は雇用主が解雇の防止に関して労働の継続及び環境に関する1977年2月4日法律4号第60節の定め及び新しい職への転任の権利に関する同法第67節の定めによって在任職員あるいは前任職員にその職を提供する場合には適用されない。

§ 10-5 複数の求職者の中での選考

複数の求職者の中で一人を選ぶときは、教育と経験、任命が目標とする授業の必要及び候補者のその職への適性が重視されなければならない。

§ 10-6 臨時的任命

この法律に定められた資格要件を満たす候補者がいない場合は、他の者が臨時的に任命されることができる。より短い任命の取り決めがない場合は、任命は7月31日までとする。

§ 10-7 ~ § 10-9 (省略)

§ 10-10 給与と労働条件に関する団体協約

この法律の下で行なわれる職に対して、給与と労働条件は団体協約で定められる。閣議における国王は、誰が給与と労働条件に関する交渉権を有する公務員組合と交渉するかを定める。

第11章 学校の利用者参加組織

§ 11-1 基礎学校の協同委員会

それぞれの基礎学校には、教員代表2名、その他の職員代表1名、父母評議会代表2名、生徒代表2名、コミュニティー代表2名による協同委員会を置く。コミュニティー代表の内の1名はその学校の校長とする。生徒代表は、事項が法律又は規則による秘密に属するときには

出席してはならない。

協同委員会はその学校に関するあらゆる事項についてその意見を表明する権限を有する。

コミューネが協同委員会に行政上の職務を委任するときには、コミューネは協同委員会にさらに代表を加えることができる。コミューネは、協同委員会をコミューネ法第 11 節に定める学校の理事会(styre for skolen)に指定することができる。コミューネが協同委員会以外のものを学校理事会に指定するときは、2 名以上の父母評議会代表が理事会の議席を有する。生徒、職員、父母のいずれの集団も単独で理事会の多数を占めてはならない。校長は、会議に出席し、話し、提案する権限を有する。

コミューネは、基礎学校とコミューネ立幼稚園の連絡協同委員会を設置することができる。同意によって私立幼稚園とコミューネ学校との連絡協定を作ることができる。委員会には、学校の生徒代表 2 名、教員代表 1 名、他の職員代表 1 名、幼稚園代表 2 名、学校の父母評議会代表 2 名、幼稚園の父母評議会代表 2 名が含まなければならない。第 1 項及び第 3 項によるコミューネの代表に加えて、幼稚園の所有者は 2 名の委員を任命することができる。

§ 11-2 基礎学校の生徒評議会

各々の基礎学校に各学級 1 名の代表による第 5 - 7 学年の生徒評議会(elevråd)を一つ、第 8 - 10 学年の生徒評議会を一つ置く。代表は秋期始業の第 3 週に選ばれる。

その学校の教員 1 名が職務として生徒評議会活動を援助する。生徒評議会担当教員は生徒評議会の会議に出席し発言する権限を有する。

生徒評議会会長(leiaren for elevrådet)は、生徒評議会担当教員と相談して生徒評議会の会議を招集することができる。生徒評議会は、その構成員の三分の一又は校長が要求するときはいつでも招集される。

生徒評議会は、学校の生徒の共通の利益を増進し良好な学習環境・学校環境をつくるために働く。生徒評議会は又、生徒の地域的環境に関する事項について意見を表明し提案をすることができる。

§ 11-3 基礎学校の学級評議会

基礎学校の各学級にその全生徒で構成する学級評議会を置く。学級担任(学級教員)は、学級評議会の活動について学級を支援する。学級担任は学級評議会の会議に出席し発言する権限を有する。

学級評議会は学級の生徒の利益を増進し教員及び父母と協同して学級の良好な環境をつくるために活動する。学級評議会は生徒評議会から得る事項に関して発言する。

§ 11-4 基礎学校の父母評議会

各基礎学校に、その学校の生徒の親全員を構成員とする父母評議会(foreldreråd)を置く。

父母評議会は、父母の共通の利益を増進し、生徒及び父母が良好な学校の環境をつくることに積極的に参加することを確保するよう援助する。父母評議会は、学校と家庭の連帯の雰囲気を増進し、生徒の福祉と積極的発達の基礎をつくり、学校・地域共同体間の交流を形成するために働く。

父母評議会は常務委員会(arbeidsutval)を選ぶ。常務委員会は、協同委員会のための 2

人の代表とその補欠〔複数〕を選ぶ。常務委員会の長(leiaren)は、この代表の中の 1 人でなければならない。

§ 11-5 高等学校の学校委員会

各高等学校に職員及び県の代表並びに生徒評議会によって選出された 2 名の代表で構成される学校委員会を置く。校長は、県の代表でなければならない。

委員会は当該学校に関するあらゆる事項について意見を表明する権限を有する。

県は、学校委員会を地方自治法第 11 節の定める学校の理事会(styre for skolen)と定めることができる。県が委員会以外の学校理事会を定める場合は、2 名以上の生徒評議会代表が理事会に席を有しなければならない。生徒評議会代表の集団、職員代表の集団のいずれも単独で理事会議席の多数を有することがあってはならない。

校長は、出席し話し提言する権限を有する。

§ 11-6 高等学校における生徒評議会及び生徒總會

各高等学校に生徒 20 人に 1 人づつ以上の構成員で構成される生徒評議会をおく。生徒評議会は無記名投票用紙で選出される。

とりわけ生徒評議会は、生徒の学習環境、勉学条件及び福祉的利益を改善するために働く。

生徒評議会又は生徒の五分之一が要求するときは、学校の生徒全員を対象とする生徒總會が行なわれる。学校の生徒の過半数が出席し投票するとき、生徒評議会は、招集に掛けられた事項に関する生徒總會の決定に拘束される。

§ 11-7 共通規定

§ 11-1 から § 11-6 による評議会及び委員会は、その長、次長(nestleiar)を選ぶ。それらは書記(sekret r)をも選ぶ。

§ 11-8 県の委員会における生徒の代表

後期中等教育の生徒の代表は、従業員に適用されるのと同等の規定に従って、県の委員会(nemnder)に出席し発言する権利を有する。(コミュニネ法 § 26、参照)

§ 11-9 基礎学校の父母委員会

閣議における国王は、基礎学校の父母委員会(foreldreutvalet)をする。委員会は長、次長及び 5 人の他の構成員を有する。その任期は 4 年である。文部省は、父母委員会の任務に関する施行規則を定める。

§ 11-10 免除

文部省は、特別の場合、第 11-1 節から第 11-7 節までの定めを免除することができる。

第 12 章 企業における職業訓練と連携した機関

§ 12-1 労働生活職業実習中央評議会

国王は、労働生活職業実習中央評議会(r d for fagoppl ling i arveidslivet)を任命する。評議会は文部省に助言し、職業実習の助長を主導する。評議会は、労働生活の構成員の代表及び文部省の代表を含まなければならない。委員の過半数は、労働提供者及び労働者からの同数の委員で労働生活を代表しなければならない。文部省は、評議会の構成に関して及びその任務を定める。

評議会は、文部省が決定する前に次の事項について意見を表明しなければならない。

- 一 企業における実習時間を含む、職業又は労働領域における職業実習内容に対する一般的指針
- 一 職業資格試験に関する規則

評議会はまた、一つの職業または労働領域が職業実習の下に含まれるべきかあるいはもはや含まれるべきではないかに関する、関連領域の団体賃金協約の当事者又は文部省による提案について意見を表明しなければならない。

§ 12-2 職業実習評議会 (oppløringssråd)

企業において職業実習を行なうことができるそれぞれの職業 (fag) 及び職業評議会 (fagområde) は、一つの職業実習評議会 (eit fagleg oppløringssråd) に結合される。文部省は、労働生活職業実習中央評議会の提案にしたがって、労働生活における職業実習について、何の職業実習評議会が設けられるべきか、その職業実習評議会の規模、それぞれの職業実習評議会はどのような職業分野を蔽うべきか、及び職業実習評議会の仕事の規則を決定する。その規則は、事務局または事務局の機能について定める。

文部省は、諸職業実習評議会の委員を任命する。それらの委員会の任期は 4 年である。各職業実習評議会は、労働生活における賃金交渉両当事者の提案によって指名された同数の使用者代表及び労働者代表を有しなければならない。委員会の長及び次長は、任期 2 年で両当事者から選ばれる。職業実習評議会は、この外、職業実習の内容及び評議会の任務に広い知識を有する別の構成員を有するが、使用者及び労働者の代表の合計は構成員の過半数でなければならない。

職業実習評議会は、企業における実習時間を有する職業または労働領域の資格要件 (sluttkompetanse 実習終結時の能力) の提案を起草する。評議会は、その職業または労働領域における実習内容に関して及びその職業または労働分野の全実習期間に関してもまた見解を宣言しなければならない。

評議会は、文部省が次のことを行なう前に、その見解を発表する。

- 一、早期の学校、コースまたはその他の科目教育を実習期間または実践期間と認定することに関する規則の決定
 - 一、外国の職業教育をノルウェーの職業教育と認定すること
 - 一、実習内容に関する規則が実習生に対して企業における実習を受ける前に基礎コースあるいは上級コースを修了していることを必要としない場合に、ある職業に対する理論的要求が適応されるべきかどうかに関する規則の決定
 - 一、学習分野の外で試験を受ける受験生に対する職業資格試験の理論部分と同等であると認定されうる試験を有する他の実習に関する規則の決定

§ 12-3 職業実習委員会及び職業委員会

県は、§ 4-3、§ 4-5、§ 4-6 及び § 12-4 の定めによる責任を負う職業実習委員会 (yrkesoppløringnemnd) を任命する。

この委員会は、7 名の委員とその各人の補欠委員 (personlege varamedlemmer) で構成される。2 名の委員は被雇用者組織の勧告に基づいて、2 名は雇用主の組織の勧告に基づいて指名される。この外にまた 1 名の実習生の代表が指名される。県はまた、産業及び雇用問題に特別の識見を有する委員 1 名及び学校問題に特別の識見を有する委員 1 名を指名する。任期は、県議会と同じである。実習生の代表は、一任期 2 年で指名される。県は委員会の

長及び次長を任期 2 年で指名する。

県の労働担当部局の代表 1 名と県の代表 1 名は出席し発言する権利及び議事録の見解を入手する権利を有する。

委員会は、職業的問題を扱う際には県の指示権限に従わない。その他の任務の遂行においては委員会は県の指示権限に従う。

県は、委員会に事務局と長を置く。

文部省は、どのような任務をこの事務局に与えられることができるかに関する施行規則を定めることができる。

委員会は、各職業若しくは職業分野の助言的職業委員会を任命し、または試験委員会を職業委員会として用いる。文部省は、職業委員会の構成と活動に関する規則を定めることができる。

§ 12-4 職業実習委員会の職務

職業実習委員会は、この法律に従って企業における実習を監督する。委員会は、労働生活における職業実習を促進する活動責任を負い指導性を発揮しなければならない。

職業実習委員会は、実習場所(席)に関して同意を交わした実習企業の生徒を確保する。文部省は、その手続きに関する規則を定めることができる。

職業実習委員会は、受験志願者がいる職業について、可能な場合には他の県と共同で、一つまたは必要ならそれ以上の試験委員会を任命する。

職業実習委員会は、合格した試験に基づいて職業資格免許状を書く。

職業実習委員会は、実習の外での試験の報告を志願者の実践として認める(§ 3-5、参照)。

委員会は、県、労働生活職業実習中央評議会及び文部省にその活動に関して及び職業実習にとって重要な措置に関して報告する。

県は、職業実習に関連するその他の職務を委員会に課すことができる。

文部省は、規則でこの項及びこの法律第 4 章に伴う職務を超えて職業実習に関連するその他の職務を課すことができる。

第 13 章 コミュニティ、県及び国の責務

§ 13-1 コミュニティが基礎学校教育及び特殊教育援助を施す義務

コミュニティは、この法律に従い、コミュニティにおけるすべての住民の基礎学校教育及び特殊教育援助の権利を充足しなければならない。この責任は § 13-2 によって県が責任を負う生徒その他の人に対しては適用されない。

文部省は、個別の場合に誰がコミュニティの住民と見なされるかに関する、かつ他のコミュニティで生じた基礎学校教育の費用の償還に関する規則を定め又は訓令を発する。

公的な基礎学校は、コミュニティのものでなければならない (Offentlige grunnskolar skal vere kommunale.)。特別な場合、国又は県が基礎学校を運営することができる。県はその場合、国の承認を得なければならない。

コミュニティの管理職員は、学校水準以上の学校専門性を備えていなければならない。(Kommunen skal ha skolefagleg kompetanse i kommuneadministrasjonen over skolenivået.)

§ 13-2 基礎学校教育及び特殊教育援助を施す県の義務

県は、県が運営責任を負う福祉・医療施設のクライアントの基礎学校教育及び特殊教育

援助の権利を充足しなければならない。

国は県の責任に関して、施行規則を定め又は個別の場合における訓令を発する。

§ 13-3 後期中等教育を施す県の義務

県は、すべての住民に対してこの法律による後期中等教育の権利を充足しなければならない。

県は、§ 3-1 による権利を有しない志願者に対して機会を与えなければならない (skal gi tilbud)。文部省は、機会の範囲に関する規定を含む規則を定める。

文部省は、個別の場合に誰がコミューネの住民と見なされるかに関して、及び他の県で生じた後期中等教育の費用の償還に関して規則を定め又は訓令を発する。文部省は、県に他の県からの志願者に対して後期中等教育の機会を与えるよう訓令を発することができる。

県は、刑務所における後期中等教育の責任を負う。文部省は、特別の場合、県が刑務所においてその他の教育と結び付けて後期中等教育を施すことを指示することができる。

県は、国の目的、志願者の要求、並びに、あらゆる学習分野における後期中等教育に対する及び多様な年齢集団に対する社会の必要を考慮し、かつ、刑務所及び福祉・医療施設における教育に対する責任及び特殊教育の必要を考慮して、後期中等教育の提供を計画し施設を立てなければならない。

公的な高等学校は、県のものでなければならない (Offentlige vidaregåande-skolar skal vere fylkekommunale)。特別の場合、国又はコミューネが高等学校を運営することができる。その場合、コミューネは文部省の承認を得なければならない。

§ 13-4 運送提供の責任等

コミューネは、基礎学校の生徒及び特別に危険又は困難な通学路のために運送の権利を有する成人の運送に責任を負う。コミューネは、幼稚園児童、基礎学校生徒及び成人に対する付き添いと監護を受ける権利を充足しなければならない。その他の場合、県が第 7 章に定められた規定による運送、付き添い及び監護の責任を負う。コミューネは、県が運送した幼稚園児童、基礎学校生徒及び成人の運賃を償還する。

県は、コミューネと協力して学校運送を組織しなければならない。コミューネと県が学校運送の組織と財政について合意しないとき、文部省は訓令を発することができる。

文部省は、この法律による援助又は教育を受けるために宿泊を必要とする者のための旅の家、付き添い及び休憩設備に関する規則並びに学校運送及び運送費用の償還に関する規則を定めることができる。

§ 13-5 成人教育

国は、成人教育を全般に発展させる責任を負う。コミューネは、コミューネにおける成人の基礎学校教育を計画し発展させる責任を負う。県は、県における成人の後期中等教育を計画し発展させる責任を負う。

コミューネ又は県が現在の提供を通じてこのような教育の必要を充足することができないときは、教育の実施は、成人教育に関する 1976 年 5 月 28 日の法律第 35 号 § 10 によって承認された学習協会に委託することができる。

§ 13-6 音楽及び文化学校の提供

すべてのコミューネは、単独で又は他のコミューネと協同で、学校活動及び文化生活と

結び付けて組織された、児童及び少年（unge）のための音楽及び文化学校を提供しなければならない。

§ 13-7 学校自由時間協定

コミュニーネは第 1 - 4 学年の授業時間の前及び後の学校自由時間協定（Skolefritidsordninga）についての提供（学童保育。 訳者注）を有しなければならない。

学校自由時間協定は、児童の年齢、機能水準及び興味を出発点とする遊び、文化及び余暇活動に対する権利を定めなければならない。学校自由時間協定は、児童に保護（omsorg, care, soin）と監護（tilsyn, supervision, inspection）を提供しなければならない。機能障害のある児童は、良好な発達条件を与えられなければならない。場所の広さは、室内室外とも目的に適していなければならない。

学校自由時間協定は、次の事項に関する規定を有しなければならない。

- a. 所有権
- b. 児童の受け入れ決定権者
- c. 入所基準
- d. 入所期間、及び、学校自由時間在籍取り止めの予告期間
- e. 親の支出
- f. 遊びと在留の場所
- g. 毎日の開所時間と年間の開所期間
- h. 職員配置と運営

学校自由時間協定が学校と結びついているとき、通常、校長が管理と教育の長でなければならない。文部省は、この要請の例外を認める。

学校自由時間の提供は、国及びコミュニーネの補助金と親の支出で賄われなければならない。

§ 10-9 第 1 項及び第 3 項の規定は、学校自由時間協定における任命に適用される。

コミュニーネは、国の補助金を受ける私立の学校自由時間協定を承認し、監督する。

文部省は、学校自由時間協定に関する施行規則を定める。

§ 13-8 オスロ・コミュニーネ

オスロ・コミュニーネは、この法律において県に定められている権限を有し義務を負う。

§ 13-9 国からの補助金

国は、コミュニーネ及び県の出費の一部を充足するため補助金を出す。この補助金は、文部省が定める規定による一括補助金の形で与えられる。

第 14 章 監督と統制

§ 14-1 国の監督と統制

文部省は、この法律による活動に関する事項の助言と指導を行い、かつ、その他の場合には、コミュニーネ、県及び私立学校の設置者（eigarar, 所有者）と協同して、法律と規則に応じた満足で同等の教育施設の提供を確保するためになければならない。

文部省は、この法律による活動を監督し、それと結び付けて、学校施設と学校の文書を把握できるようにしなければならない（skal ha tilgjenge til ...）。

この法律又は規則と矛盾する状態が見つけられたときは、文部省はそのような状態を是

正する訓令を発することができる。

文部省は、この法律に含まれる教育活動の報告と評価に関する規則を定めることができる。

§ 14-2 家庭教育に対するコミューネの監督

コミューネは、通学しない児童及び少年の義務教育を監督し、また彼らを特別の試験に呼び出すこともできる。コミューネは、この法律及び規則によって定められた家庭教育が充足されていないときは、児童又は少年が通学するよう要請しなければならない。

第 15 章 行政法の適用。通報義務

§ 15-1 行政法の適用

行政法は、この法律に基づいて行政機関が運営する施設に対して、この法律に定められた特別の規定に従って適用される。

行政法 § 13 から § 13 e に定められた守秘義務に関する規定は、この法律の § 2-12 によって承認された私立学校にも適用されなければならない。

§ 15-2 不服申立て審査機関に関する特別規定

文部省は、基礎学校による個別の決定に対する不服申立て審査機関 (klageinstans) である。個人的事項に関する個別の決定に対しては、それにも拘わらず、行政法 § 28 に定められた不服申し立て機関に関する規定が適用されなければならない。

文部省は、後期中等教育における入学許可と特殊教育に関する個別の決定並びに § 3-6 及び § 4-6 による後期中等教育の権利の喪失に関する個別の決定に関する不服申立て審査機関である。

後期中等教育への入学許可に関する不服申立てに関して、文部省は、志願者がどの基礎コース、上級コース又はどの学校に入学許可されるかに関する県の決定を修正することはできない。このような決定については、行政法 § 28 における不服申立て審査機関に関する規定が適用されなければならない。文部省は、専門的評価による特別の基礎コースへの入学許可の個別の決定に関する不服申立て審査機関である。

職業実習評議会は、職業実習委員会が県に従わない場合に関して、職業実習委員会による個別の決定に対する不服申立て審査機関である。(§ 12-3、参照のこと)

文部省は、 § 5-2 による個別の決定の不服申立て審査機関である。

§ 15-3 児童保護事務所への通報義務 (略)

§ 15-4 社会福祉事務所への通報義務 (略)

(一)の2 コミュニティ及び県に関する法律（コミュニティ法）

構成と「第11節 企業、施設等の理事会」部分邦訳

1992年9月25日・法律第107号

最近改正：1999年4月16日・法律第18号

出典：Cappelen Akademisk Forlag as、ISBN：82-456-0432-2、september 1999.

目次

第1章 法律の目的及び適用範囲。コミュニティ及び県（フュルケ・コミュニティ）の組織

- § 1 法律の目的
- § 2 法律の適用範囲
- § 3 コミュニティの分類、コミュニティの名称、町
- § 4 コミュニティ及び県のフュルケ・コミュニティの活動に関する情報
- § 5 コミュニティ及び県の組織

第2章 コミュニティ及び県の機関

- § 6 コミュニティ理事会及び県議会
- § 7 コミュニティ理事会及び県議会の構成
- § 8 コミュニティ執行部、県委員会
- § 9 議長、県議長、副議長
- § 10 常任委員会。委員会
- § 11 企業理事会、施設、等々
- § 12 コミュニティ行政区委員会
- § 13 緊急事項における権限の拡大
- § 14 選挙権、選挙を受ける義務
- § 15 辞職、停職
- § 16 前倒し選挙、期日前選挙
- § 17 コミュニティ理事会及び県議会における創立会議等

第3章 コミュニティ及び県の議事

- § 18 コミュニティ又は県の議事の導入及び廃止
- § 19 コミュニティ議会、県議会
- § 20 コミュニティ議会及び県議会の責任と権限
- § 21 コミュニティ理事会及び県議会のグループへの事務的報告的援助

第4章 コミュニティ及び県の行政

- § 22 行政長
- § 23 行政長の職務と権限

- § 2 4 コミュニティと県の地位
- § 2 5 部分構成的委員会、行政委員会
- § 2 6 委員会の職員代表に会う権利

第 5 章 コミュニティ間の共同 (以下、§ 見出しは省略)

第 6 章 住民代表機関における事務処理規則

第 7 章 住民代表の権利と義務

第 8 章 財政計画 年間財政

第 9 章 責任、支払い贈与の防衛、負債の徴収、支払いの中止

第 10 章 監察と統制

第 11 章 権限設定。移行決定。他の法律の廃止及び改正。

§ 1 1 企業、施設等の理事会

1 . コミュニティ理事会及び県議会は、自身でコミュニティ又は県の企業、施設等の特別の理事会を設立することができる。これらの理事会は少なくとも 3 人の構成員を有しなければならない。

2 . コミュニティ理事会及び県議会は、それらの理事会の構成について自身で定める。そこで、理事会は全体的又は部分的に行政長から任命され又は関係企業もしくは施設の職員の中からあるいは施設の利用者から選ばなければならないと定めることができる。これらの措置で任命されない又は選ばれない構成員は、コミュニティ理事会又は県議会から選ばれる。

3 . このような理事会のいくつかは、活動の運営及び組織に関する決定に適合する権限を委任することができる。

4 . コミュニティ理事会及び県議会は、自身でいつでもこのような理事会を再組織しまたは廃止することができる。コミュニティ理事会及び県議会が自身で与えた決定の中での期日前の選択の形式における再組織は、選挙能力を認められている同じ機関または職員によって成されることができる。

(二) ヒアリング・ノート

99年9月、2000年9月ノルウェー教育調査研究旅行

(1) スルボルゲン小学校リブ・ベリット・ハンセン校長からの聞き取り(抄)

Søborg skole Rekør Liv Berit Hansen(女性)

2000年9月5日10時

97年改革

子どもたちに勉強の仕方を学ばせる

今の社会は回転の速度が速い。それに対応できるための勉強の仕方を学ばせる。

読み書き計算の道具科目は不可欠。

社会に共通の教養を教える必要がある。

最も大切なのは好奇心を維持すること。

小さな研究者のようにものを考え追究するようにさせる教授法が重要と考えている。

学校の図面

教育理念を反映している。

図書館が中心。

廊下は余計。

各教室に外からはいることができるようにしている。

各学年に授業する共通の空間を作っている。

全生徒数は7学年で約460人。もともと320人の生徒数の学校。

特殊教室

図を描く。縫う。もの作りなど。

今は、生徒増のため、一般授業にも使っている。

町の Musikskole に、学校の音楽教室を使っている。

音を遮断した個室4つを有する。

学校で月例の集まりをする。

1 - 3年生の集まり

4 - 7年生の集まり

このプログラムの責任は子どもたちにある。

EX・ルスク(「色々なもの」の意味。)とラスク(「ゴミ」。)という2匹の熊の人形音楽を重視している。

学年末に全校で式をやる。

各クラスは楽器を弾いたり etc.

この集会には親も来る。

1年～4年まで野外学校をやっている。

97年以前から少しやっていたが最近始めたプロジェクト。

なぜノルウェー語を外で学ばせるか(?)

なぜ数学を戸外で学ばせるか、説明しなければならないことになっている。

(去年のプロジェクトの紹介)

学校の計画書 17 頁

目標	手段・方法		教材・資料	担当者
----	-------	--	-------	-----

目標例

いじめ対策 今年 1 つの重要な問題

親との協力改善も今年目標

情報教育の導入も 1 つの目標

1 つの科目 fag として取り入れるのではなくそれぞれの fag で取り入れる。

新しい科目と考えているのではない。

とくに数学で取り入れた。

コンピュータによってそれぞれの能力に応じた教育をする。

コンピュータは、図書室に 4 つ。第 3 ~ 7 の各学年に 3 つづつ。年少には無い。

インターネットに接続できる。

生徒各人に mail address を与えている。

学校の HP をつくる。

(2) クラブ町青少年・学校教育主事アスビョン・スチェルン氏からの聞き取り

Asbjørn Stjern、Fagleder skolesektor av Klæbu kommune i Sør-Trøndelag

2000 年 9 月 5 日 9 時

スチェルン氏は元中学校の教員、72 年から教頭 inspektør、81 年から 15 年間校長。

96 年 12 月、責任が重く労働時間が長い校長職を辞して現職。

青少年・学校教育部長 (Oppvekstsjef) Ole Foland 氏の下で仕事をしている。

Klæbu は、現在人口約 4900 の町。12 月には 5000 に達する見込み。

(この町の Sørborgen 小学校を見学した。)

かつて精神障害者施設があったところを成人教育センターとして機能させている。

そこで精神障害者のための教育と

移民のためのノルウェー語教育を行っている。

移民はボスニアからの難民。多いときは 30 人いた。今はトロンハイム、オスロに移り、何人かはボスニアに戻った。

(3) クラブ町長 = 町会議長イヴァル・シャイ氏からの聞き取り

Ivar Skei Ordfører av Klæbu kommune

2000年9月6日午後 2時半頃から

町長は9年目

1992年のコミュン法で Kontrol utvalget が義務づけられた。

県の stinget が県の utvalget を

kommune の styret が kommune の Kontrol utvalget を任命する。

kontrol utvalget

k.ut.の仕事は、行政機関のきまりどおりの行政、及び
行政機関の予算どおりの財政執行の管理。

ex. 去年は、訪問ケアの質と財政面を調べた。

プロジェクトの実行状況を調べた。(?)

もう一つのプロジェクトは、市の購入の合理性を監察した。

kontrol utvalget 任命の基準

法律による基準：他の行政機関の役員、委員であってはいけない。

実際は、慣例によって政党の勢力関係に応じている。

(他の委員会も同様)

経験豊かな人がなっている。

町政執行部

utvalget for p plan og økonomi が執行部。 / fommann kap(?)

法で定められているのは、utvalg for p. og økonomi

多くの議員はどれかの委員会の委員。しかし、議員以外の委員もいる

多数派の横暴を抑制する仕組みは？

80年代半ばまでは左右が対立。多数派が支配。

それ以降、左右を超える連合が成り立った。

執行委員会の委員を、議会の議員数に比例して選んでいる。

Rådmanden(町行政のトップ。「助役」)

任命は、候補者の中から kommune の議会が行う。

fylkesmannen の役割

fylkesmann の設置は、1918年の(department の?)設置法に基づいている。

次の分野の監督

学校教育には関与していない。

環境問題

事故・戦争の災害への対応

保健・社会問題(幼稚園を含む)

予算の承認(kommune、fylkeskommune の予算の承認)

承認は毎年。3年ごとに予算をチェックする。

(4)ハルデン市 Halden kommune

utvalg 単数既知形-et;複数未知形-,複数既知形-ene

1. 選択 2. 委員会

学校の決定機関

skoleutvalg = samarbeidsutvalg

構成員 7 名

- ・ 1 名 Hoved utvalg から選ばれた政治家
 - ・ 2 名 職員の代表
 - ・ 2 名 父母代表
 - ・ 1 名 校長
 - ・ 1 名 生徒会代表 (秘密会では出席させられないこともある)
- eleverråd

市議会 kommunestyret 49 名 (local council, local authority)

その下に教育関係の委員会が設置されている。

oppvekst (= adolescence 思春期)

Hoved utvalg for undervisning og oppvekst

教育及青少年委員会 7 人

Hoved utvalgs leder 教育及青少年委員会委員長

リーダーは給料を貰う(現在は Fredi Lindquist)

他の 6 人は会議に出る毎に手当を貰う(他に仕事をもっている)

- ・ 7 人に決定権がある
- ・ 4 年間の任期
- ・ 教職員の労働組合
- 父母 代表を召集
- ・ この委員会が代表を招いてオープンな会議を行なう。
- ・ 学校関係者など誰が出ててもよい。

市の教育関係事務局は 6 名

- ・ skolesjef 教育長 Toril Bjelkeli(?)
- ・ skoleinspektør/nestleder 学校視学 / 次長 Kjell Hansen
- ・ pedagogisk veileder 教育視学 Elli Gullien
- ・ 特殊教育担当
- ・ 幼稚園・保育園のアドバイザー
- ・ 事務担当

inter-
view

Fylkekommune は、高校

Kommune は、義務制学校

二種の地方団体は権限領域は異なるが、日本の県と市町村のように、管理の上下関係はな

い。

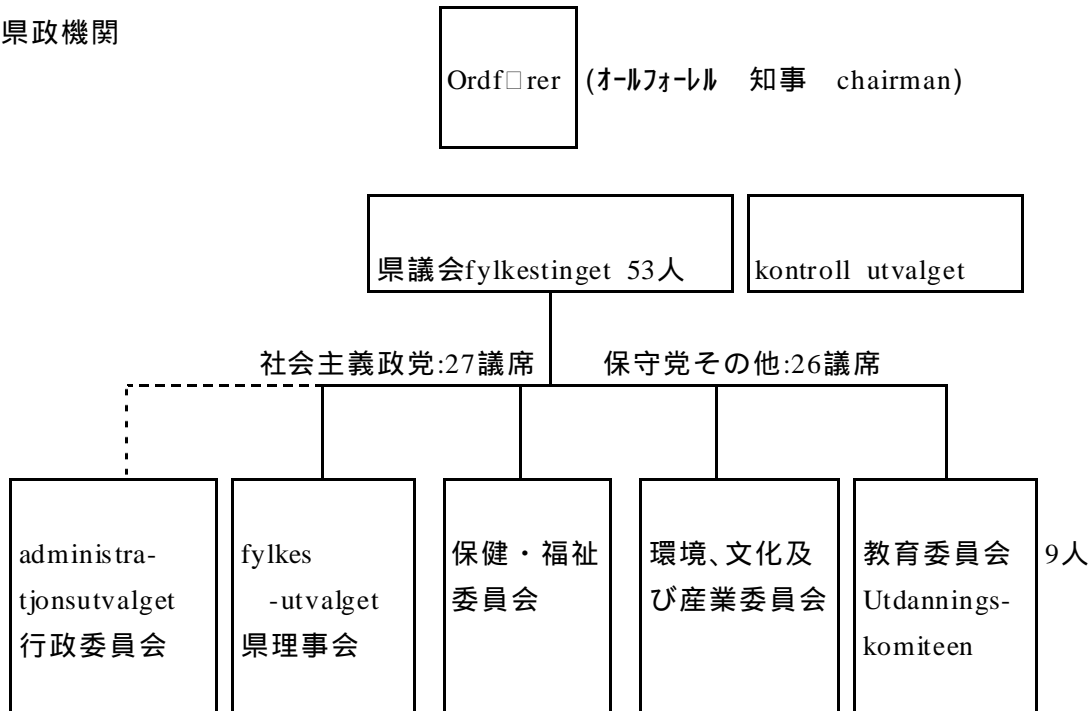
(5) Østfold 県教育部での聞き取り
(サプルスボルグ Saprsvorg 市に所在)

1999 年 9 月 6 日

Østfold 県 :

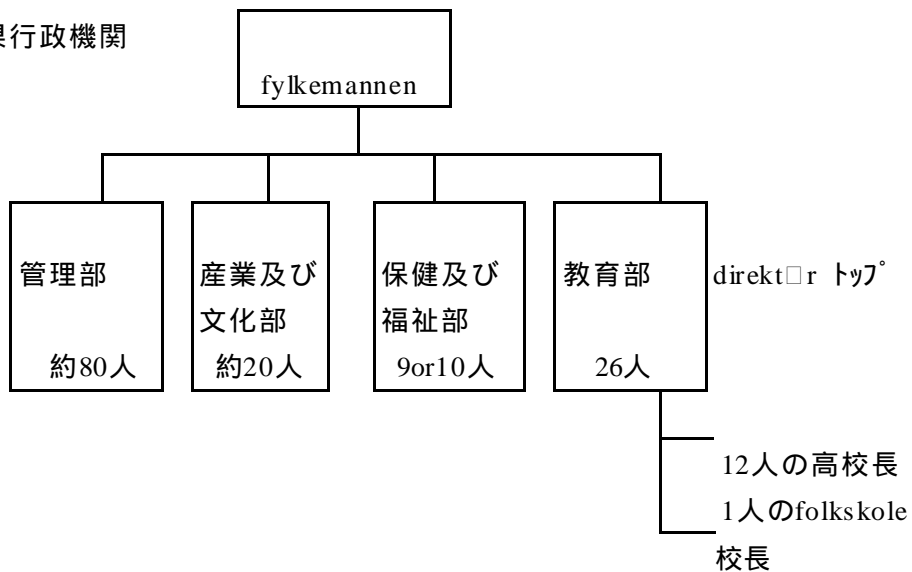
人口 23 万。18 自治体。県庁所在市:サルホルム 内 6 つが市 town

県政機関



13 人(執行部)月例会議を行なう
3 人の政治家が入っている。

県行政機関



県 The County 月例会議 13 人
 Executive Board 県議会にのみ責任を負う
 6つの委員会 高等学校教育委員会
 見習い制委員会
 16の高等学校と1民衆高等学校(高校後の一般教育及び職業教育)
 成人訓練 adult education
 県の予算 31億ノネ 400億円 (1nk 13円 として)

教職員の採用

高校の校長は、fylkesutvalget が採用する。
 副校長 Inspektør は、administrasjon utvalget が採用する。
 教員は学校の skoleutvalget が選ぶ

学校委員会 skoleutvalget (= 協議委員会 samarbeidsutvalget) の構成
 (corrinating committee)

Østfold 県の高等学校の場合

8 名	[4 名 学校の管理職 ・ rektor(校長) 県の代表 (校長の投票権は2) ・ inspektør (各学校に3~6)のうちの3名
]	2 名 教職員組合代表 2 名 生徒会代表

(6)セル・トロンデラグ県教育部での聞き取り

2000年9月8日

ラングヒルド・エンゲネス 教育部長 RANGHILD ENGENESS
 Director for divisjon utdanning

県の主な機能

1. 病院の管理運営
2. 道路
3. 高等学校等の運営

お金は国から来る

県が集める金は

所得税は一部は、 国
 県 国民が県に払う所得税は県の収入の 7.5%
 kommune

県の雇用人(従業員)

	1996 年	1998 年
平均的な県で平均的な雇用者数である。	8799 人	9321 人

(高校教員、病院の医者、看護婦、管理公務員を含む)

9321 人のうち 1500 人が高校教員。

500 人がその他の高校職員。

高校：生徒及び見習い実習生が約 10,000 人

県の責任：保健、教育、道路、産業開発

5 3人の県議は選挙

一部の県議は兼職

うち13人が執行委員会(常任委員会)

左側の3つの委員会の委員はすべて県議(教育委員会の生徒2名を除く)

4つ目の行政委員会(管理委員会?)の3人は従業員代表

Fylkesrådmann は、行政の最高責任者である。募集して応募した中から議会が選ぶ。

職は身分保障

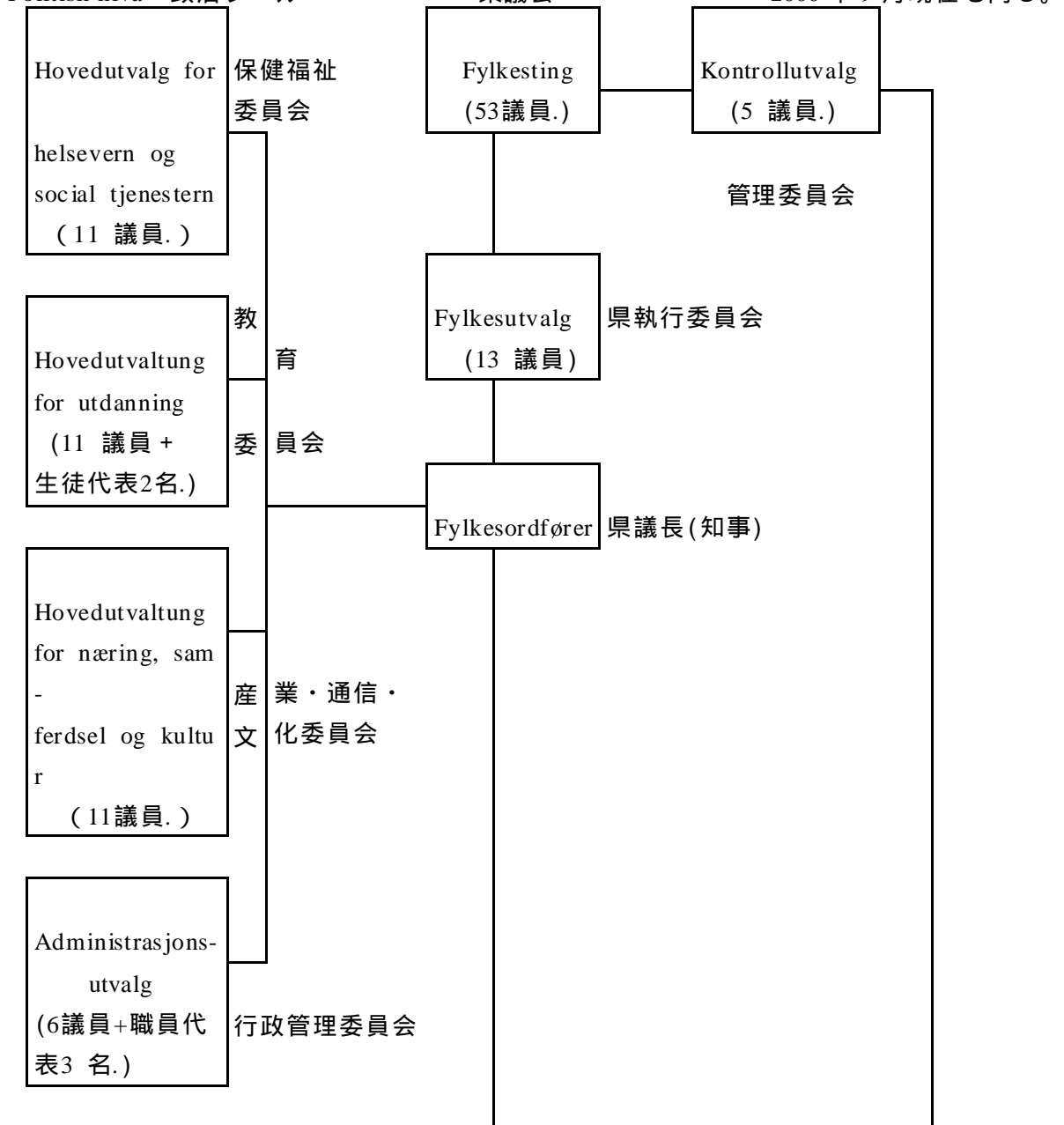
この県では任期は無い。

rådmann を設置することは法で定められている。

セル・トロンデラグ県組織図 Sør-Trøndelag fylkeskommune, **ORGANISASJONSKART**

1996 年以來の組織図。
2000 年 9 月現在も同じ。

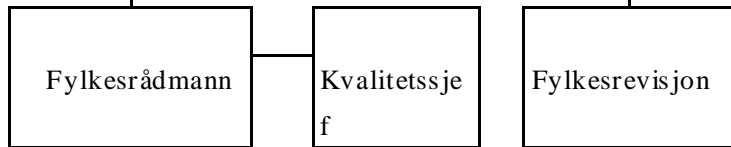
Politisk nivå 政治レベル



Administrativt nivå 行政レベル

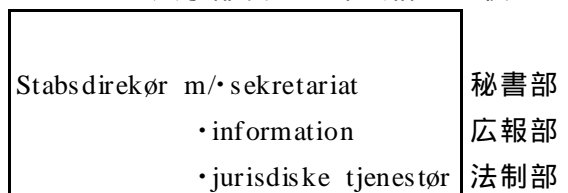
行政長

県

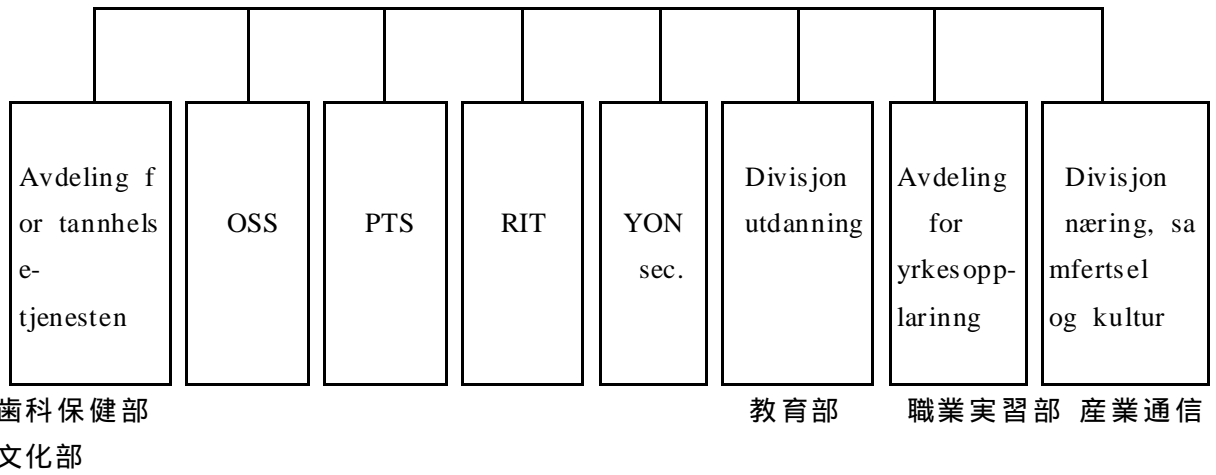
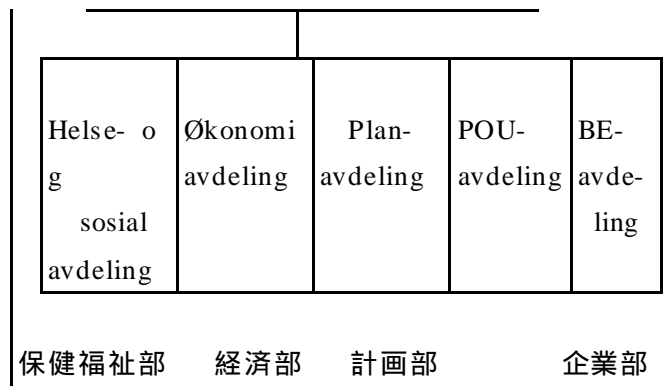


人事部長

県会計監査役



秘書部
広報部
法制部



rådmann の下の各部の部長（教育部長など、）は、Fylkesutvalg が選ぶ。

県の議長及び 4 委員会の委員長は、県議会選挙の後の議会で決める。

各委員長がその委員会の委員を決める。議会の構成に応じて。

教育部の中の職員は教育部長が選ぶ。

28 の高校の校長は、応募者の中から部長が選ぶ。

職員は、校長が選ぶ。

この県の場合は、教育実習委員会は教育部(教育部長)の管轄外。

教育部長職設置は法定ではない。

長官 rådmann から任務を委嘱されている。

長官に反対の意見は提案できない。自治法 § 11-6

教育委員会の生徒代表は、発言権はある。決定権と選挙権はない。

Fylkesting が取り上げるのは、大きな問題だけ。

ex;Trondheim の生徒数 1150 の高校を一般教育及び職業教育の高校にする問題。

2004 年までに解決（大規模校だから増設の要？）

74(94?)年に高校に関する法律ができ、概ね今の決まりのとおり。

2000 年 8 月 1 日の教育法改正で、成人の後期中等教育を受ける権利を保障した。

低学力(「弱い生徒」)問題が発生している。karakuterar(個性、特徴;評点) under middels (means、expedient 手段、方法)

高校の教員は、高校らしい教育をするべきで「保護者」のような役割を果たす教員教育は受けてこなかったという意見がある。

今の高校は、みんなのための学校。inkluderende skole(KUF もこの概念を用いている。)

これについて議論している。

今の法律では、生徒の必要(ニーズ)に応じて教育をしなければならない。

みんなを受け入れる学校の教授法をしなければならないが、大学等でそういう教育を受けてこなかったので困っている教員がいる。

当県では KUF の方針を実施するプロジェクトを作り議論をしている。

資料 Din videregående opplæring

Videregående opplæring i Sør-trondelag

Ressurs kontor (office) がいくつか教育(講習会)をしている。

産業界の講習

この事務は独立。独立採算性を採っている。

場所は、学校を使う。20 校。

成人教育法に基づくものではない。

なぜするか。1. 学校の収入になる。

2. 学校と地域社会との結びつきを強める。

県の教育計画

2004 年までの計画を作った。2004 年以降、16-19 歳人口が急増する。

いくつかの側面で県の予算の承認が必要。

全体枠：地方債が大きすぎた。

Fylkesmann(県長官)が県の予算を認めない場合がある。

(7) 職業実習部(職業教育委員会事務局)での聞き取り。 2000年9月8日
yrkesopplæringsnemnd の構成

被雇用者代表 2名 (2名とも LO の代表)

- ・ Stig Klonsten:委員会副委員長 建築の地盤作り、壁作りの職人。
ノルウェー労働者党の県書記長

・ Synnove Bergan:商業事務(handelns)の労働組合の専任

雇用者側 2名 (当県では2名とも NHO。雇用者組織は K S が代表の県も)

- ・ Eivind Jonsen:委員会委員長。約 20 年間雇用者側の連合組織 NHO の代表の職にある
- ・ Arve Haugan:ペンキ塗りの仕事(マスターの資格)。NHO の代表。

実習生代表 1名

- ・ Ingen Ronesen 実習生代表の最初の2年間の正代表
(ドレス・スーツの刺繍の勉強をしている)

(・M・・ 副代表。)(実際は、対等な代表)

産業・雇用に詳しい人 1名 (産業委員会の代表)

学校に詳しい人 1名 (Hovedutvalg の代表が来ている)

これらの委員は4年間の任期制。今の委員の任期は1999年10月1日-2003年9月31日。
実習生の任期は2年。ただし、連続性を保つため正二年、補欠二年を入れ替わりで務める。
(それぞれが、正と副合わせて4年を務める。)

職業実習委員会事務局の仕事

年次報告を出している。

事務局の人数 14人

資格証明書発行
応募の受付
企業訪問・受け入れ依頼
実習生を訪問

- ・実習生の席を見つけること
- ・途中の連絡、細かい問題の解決
- ・職業資格試験の実施

実習の席がなかった人で権利のある人：62名

この生徒のためにV K を学校でやらねばならない。

- ・それまでの成績が悪い人
- 欠席が多い人

他方で、進学したいので学校でのV Kを目指す人がいる。

1年で終われる。

これをなくす努力をしなければならない。

V K をクラスで作ると予算がかかる。(1人当たり6万~7万NOK/年。84万~98万)

その費用をこの機関が払わなければならない。

しかし、法律によれば席を与えると断ることはできない。

これをこれから厳守させたい。

一般教育 40%、職業教育 60%にするのが県議会の指針。

cf 2つの表。

2つ目以降の職業教育に????、職業教育が申請よりも増える傾向。

行動計画 2000-2003年

目標は、・学校に見習い生を考慮した教育をさせること。

- ・企業に、学校で得た教育を踏まえて見習いをさせること。

調整のためには労使の協力が必要。

今、ピーオーセンに、2004年に完成予定の高校を建てている。学校に車を修理する企業を着く手いる

席、設置の時、常に雇用情勢を考慮している。

失業に向けて訓練をする事は避けようとしている。

職業紹介機関もあるが、その???

いま伸びる可能性としての職業

- ・厚生(看護婦 etc.) 2007,2008
- ・トロンハイム(建設)

ex.この町の病院の建て直し

職業教育委員会の長と副長は日常的に仕事。

また、その仕事を事務局に委嘱。

Arbeidutvalget ?

契約を結ぶとき、opplæringskontorを通じて結ぶが、

企業側の実習生受け入れ事務所

委員会が取り上げている課題は、それを

- ex.1
- ・厚生社会
 - ・建築・建設
 - ・事務

のように、職業別に設けるべきか否か。

従来は, kontor が職業別にあった。

職業教育委員会では、業界別に席を見つけるべきだとして、建設業界の kontor の申し出を断った。

学校と企業との関係。附加事項

見習い生の実習の改善のために企業において見習い計画を作ってもらった。

99年以降は、計画書無しには実習生を受け入れることができない。(法定どおり。)

途中放棄、途中解約、不満・苦情、見習い生の理論学習

- ・KUFに取り消しを報告している。ORDINに載っているだろう。
- ・取り消しは、殆どが見習い生の方からである。

選択が間違っていた。

体験して不適性が判った。

- ・企業から解消した例はほとんどない。今年では2つ目を扱っている。
 - ・見習い生が大きな間違いを繰り返している。
 - ・サボリ。ものを盗んだとき。

今のところ、3年の権利(後期中等教育の?)を4年に伸ばす話があるが、実験段階。

(8)オーラ・モーKUFスール・トロンデラーグ教育局長からの聞き取り

OLA MOE UTDANNINGSDIREKTØR AV STATENS UTDANNINGSKONTOR I SØR-TRØNDELAG

2000年9月5日

教科書行政

今年(2000年)の夏、法改正があり教科書の承認の制度がなくなった。

教科書にかつてほど重点を置かなくなった。

læreplan に重点を置く。

教科出版書は、民営化している。

教科書の種類・数等は把握していない。

むしろ、書店の方が把握しているのではないか。

教科書採用は、義務教育では各教員が選び、学校の予算の範囲内で(したがって校長の承諾を得て)買い、生徒に貸す。学校の経費は、義務教育ではコミュニエが出す。

高校の教科書は、教員がきめ生徒が買う。価格制限はない。市場競争が働く。

教科書会社の大きな収入になっている。

高校の教科書は高価なので1億NOKを政府が教科書購入のための補助金として出すことに決めた。詳細は未定だが、国から県を介して1人ひとりの生徒に出るだろう。まだ実行していない。

教育の平等保障のための措置

教育制度の全国的統一。

全国的統一カリキュラム基準と統一的授業時間配分。

全国的教育管理 national monitorial system of education

例 ※ コミューン教育費の比較検討。

※ 生徒数対授業時間数の割合の比較検討

※ 特殊な問題についての検討

※ この県の国家統一試験の成績と各学校の成績の一致具合など。

その上で、コミュニェと話し合う(高校とも?)

ノルウェーでは、第8、9、10学年では成績をつけている。

政府の財政的支援

Teacher's qualification, regulated

fylkesmannn については、kommune 法に規定がある。

地方の教育に関しては、(予算以外、)fylkesmann が国の教育行政権限を行使することはない。

国の教育行政権限はすべて、KUF 地方の STATENS UTDANNINGSKONTOR を通じて行使される。(しかし、Klæbu の町長イヴァール・シャイ Ivar skei 氏は、fylkesmann による町予算の承認制度によって、制約を受けている点を強調していた。)

(三) 社会科教科書「コミュニーネと政治」(抄訳)

カーリ・ブロム、ヨナス・クリストファーセン、イングリッド・ヴェネルッド著 『社会科 8』(6歳就学の第8学年用教科書。86-119頁)

原典：'Kommunen og politikken', Kari Blom, Jonas Christophersen, Ingrid Vennerød, "SAMFUNNSKUNNSKAP", Aschehoug, 1.utgave/3.opplag 2000, ISNBN 82-03-30132-0
1996年 国立教材センター(Nasjonalt læremiddelsenter)承認

「著者のインバル・アンピヨルンセンは言う、
『民主主義はそこにある単なる一つの小包ではない』と。私はこの説明に同意する。
というのは、民主主義は若者にも年寄りにも活動的であることを要求するからである。私は、私たちが今日若くて、貢献すべき多くのことを有しており、また、私たちがしなくて済むには社会が多くのことをうまくやらなければならないことを知っている。それゆえ、大人は私たちにドアを開き、私たちが社会において多くのことを定める場に共にいることを認めなければならない。」

(ヒルデ・フォグネル、『若者』誌より。)

この章は若者と政治について取扱う。私たちは政治及び民主主義は何であるか、及びコミュニーネで君のことを決めるのは誰かを目指す。そして私たちは、政治に影響を与えることについて君がどうできるかを見てゆく。(s.86)

(1) 政治の追求 (s.98-)

誰がタングスタットで生徒について本当に決める人であるかは、新しいマニュアルと新しい教科書とより多くのパソコンが獲得するのか、そしてそれについてトゥルスコーゲンに工場と定跡が作られるのか。

そして、何が大人をそんなにも深刻に話す政治に行き着かせるのか。若者がそれに混じるべきでない何かがあるのか。

そう、これらの政治事例は本当に為すべき何かをもっているのか。政治は若者に関係があるのか。それが何であるかを見つけるために政治を追求しよう。(s.98)

(見出し「政治の追求」の括弧内番号(1)は訳者による。以下、同様)

コミュニーネにて (s.102-)

(2) コミュニーネとはなにか (s.102-)

コミュニーネは大きいまたは小さな地理的領域である。ノルウェーは、1996年439のコミュニーネに分けられていた。ノルウェーの平均的コミュニーネには、約5000人が住んでいる。しかし、オスロやベルゲンのように数十万の住民の都市コミュニーネも500人以下の地方コミュニーネもある。

コミュニーネは、*lokal demokrati* である。*demokrati* は、「人民の統治」を意味する(*Demos* は「人民」を意味し、*ktati* は統治を意味する。)。地域民主政府 *lokaldemokrati* は、コミ

ユーネの住民が彼らに関する事項と共にあっていくらか決めることができることを含んでいる。コミュニエはまた *administrasjon* 行政でもある。行政という言葉を私たちは、コミュニエにおける管理 *ledelse*(注1)及び管理のための常勤職員 *fast ansatt* について使う。行政 *administrasjonen* のための長はロードマン *rådmann*(注2)と呼ばれる。

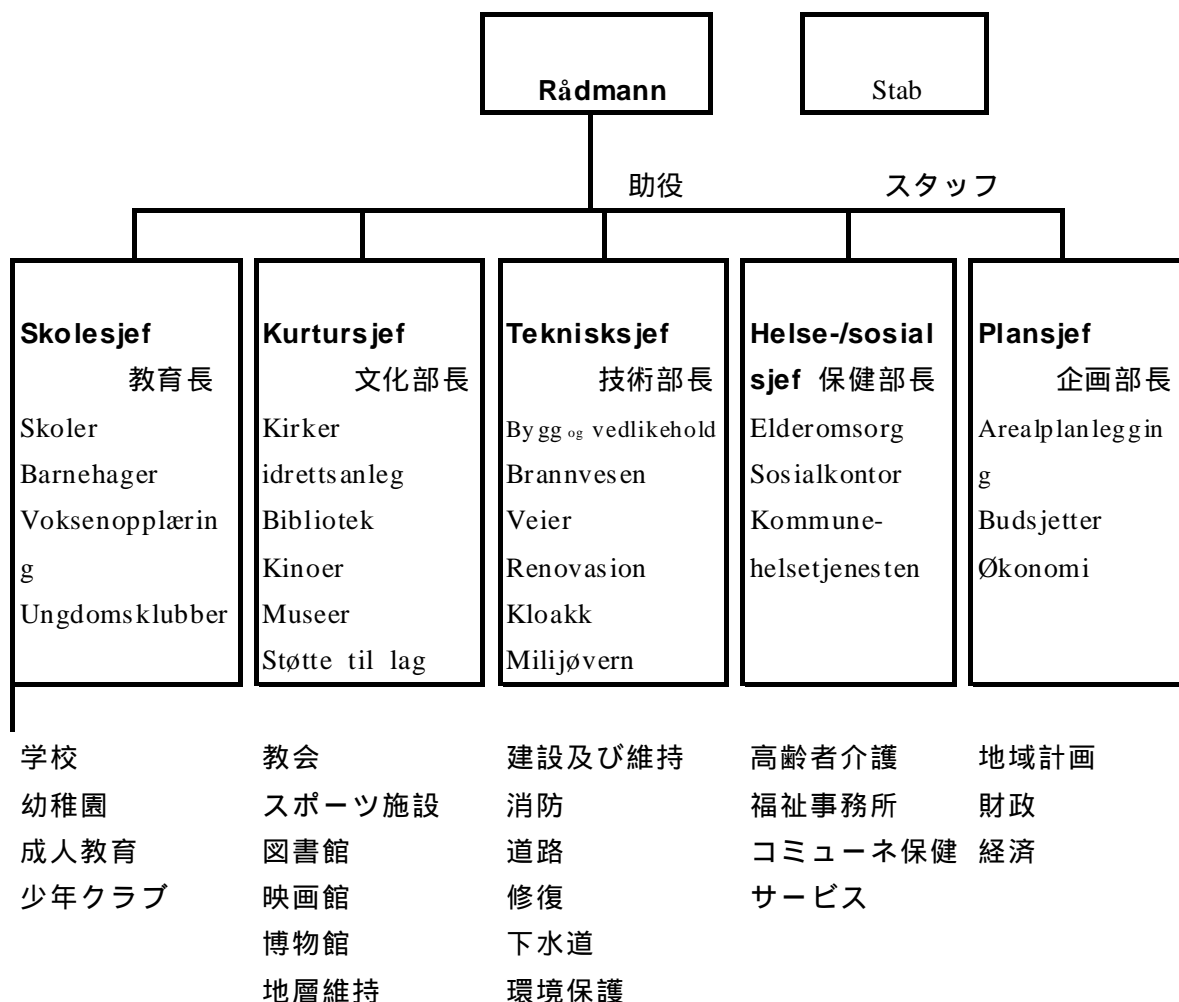
コミュニエ行政は、部分に分割されており、部分はそのそれぞれの職務を有している。これらの部分は、また部 *etat* または局 *sektor* と呼ばれる。(s.103)

注1) 管理 *ledelse* : 英 *direction, management, guidance*、仏 *direction*。

注2) ロードマン *rådmann*。 *råd* : 英 *advice, counsel*。「助役」

(3) 図1 : コミュエの行政機構 (s.103)

Administrasjon i en kommune (administration in a commune)



(4) コミュニティの収入及び支出 Kommunens inntekter og utgifter (s.103)

コミュニティの財政の中で、私たちはコミュニティがどこからその収入を得るかを知ることができる。主要な収入は次のようである。

- * **コミュニティ税** kommuneskatten 住民が自己の収入から支払う。
- * **コミュニティの使用料** kommunale avgiften 住民が修復、水、下水道サービス、煙突の清掃のために支払わなければならない。
- * **自己負担** 幼稚園、ホーム・ヘルプ等のような住民が利用するコミュニティ・サービス
- * **企業収入** 電気事業、映画館、バス・市電等、コミュニティが所有する企業からの収入
- * **移入金** overføringer (transmission, transfusion) コミュニティが国から得る金を意味する。

ベルゲン・コミュニティの歳入歳出 1995年 (s.103、図2の円グラフのデータ)

		%	
		保健福祉サービス	
税収	46	学校	45
国のからの補助金/医療費還付金	29	余暇、文化及び教会	30
販売及び貸し付け収入	17	技術開発	7
企業収入	3	産業及び交通	6
その他の収入	5	中央行政	5
		市街地開発	4
			3

コミュニティ計画 Kommunen planlegger (s.105-。略)

(5) 子どもと若者は一緒にいて計画するべきである

Barn og unge skal være med og planlegge (s.106-)

計画 建設法 plan- og bygningsloven は、計画に関わりのあるすべての人が計画に加わり影響を与えるべきことを求めている。これは新聞で知らせるだけで充分ではない。計画は、みんなが計画作成に加わることができるよう活発な情報活動を指導しなければならない。

子ども barn と18歳以下の若者 unge は投票権をもっていない。例えば子どもの親が投票権と政策をもっているとしても、子どもと若者が政策を聞いてもらうのは難しいことがある。それゆえ国会はコミュニティの計画作成に子どもと若者が関与するよう保障することに大きな重点を置いた。

建設委員会には**子ども代弁人 barnetalsperson** (children's spokesman) が席を占めている。これは子どもの利益を守る人である。特に、この人は当然にコミュニティの職員であって、子どもと若者についての「専門家」である。

大人が政治選挙で子どもと若者のために話すだけでは充分ではない。政治家と計画作成者は子どもと若者に計画作成に参加する機会を与え、また、若者の願望と考

oppfatning (conceptoin, perception, interpretation)を記録しなければならない。子どもと若者を会話に入れる一つの方法は、子どもと若者からの聴聞 høring (hearing)を設定することである。聴聞は、彼らに関わらせることであり、事柄について自分を表現してもらうことである。これは文書でまたは会合で行なわれ得る。聴聞会は、討論会 debattmøter (debate meeting)ではなく、情報を集めるための会である。いくつかのコミュニティは、子どもと若者委員会をもっている。

計画作成者及び政治家はいつも子どもと若者の要求に自分を向けているのではない。そのことは、勿論、公式には正しい ha selvfølkelig myndighetene rett til (have self-followingly an authoritative right)。(-s.107)。

(6) オステボルの若者委員会 Ungdomsråd i Austevoll (s.106。囲み記事)

オステボルのコミューネ議会(政府) kommunestyre は木曜日、コミューネに独自の若者議会を設立することに関する提案を取り扱う。

学校管理部は、コミューネの若者が政治決定に影響を及ぼすもっと多くの水路が既にあるので、この会議のような提案をすることが正しいかどうか疑わしいとしている。オーシルド・ダーレン (SV sosialistisk venstreparti 社会主義左党) は、教育文化委員会において一つの提案をする。それは採択される。この提案の中で委員会が若者委員会の契約を勧告すると言われている。若者委員会は中学校及び漁業専門学校の生徒委員会からのここへの代表を委員にする。この委員会は今、生徒委員会が行なっているのと同じ方法で仕事をする。

ベルゲン新聞 1996年5月22日 (s.106 囲み記事)

(7) チョーメの子ども回廊

ヴェストフォルのチョーメ・コミューネでは、小学生が、遊んだり出かけたりサイクリングその他の活動をした時に何処で休憩したかを地図の上に示す課題を与えられた。彼らはどの道が危険だったかも示すことにされていた。子どもたちの記録は、一つの地図に集められ示された。自然保護の権威や計画作成者が動物回廊を記録し配慮するのと同じやり方で、このような地図を伴う計画を作成する人は「子ども回廊」を配慮する。

(s.107 囲み記事)

コミューネの中で誰が決定するか (s.110-)

(8) コミュニティ政治家

「**コミューネ議会**」 *kommunestyret* はコミューネにおける最高機関である。コミューネの政治を決定するのはコミューネ議会の議員 (representantene 代議員) である。行政機関の職員は、コミューネ議会のために事案 saker (仏: cause, affaire, question, chose, circonstance) を準備し、コミューネ議会が定めたことを遂行しなければならない。

コミューネ議会選挙で4年毎に住民はコミューネ議会に席を占める人を選ぶ。新年に満18歳の人には皆投票権を有する。

コミューネ議会の議員であることは**政治的職務** *politisk verv* である。このような職は次の選挙で失うことがあり得る。

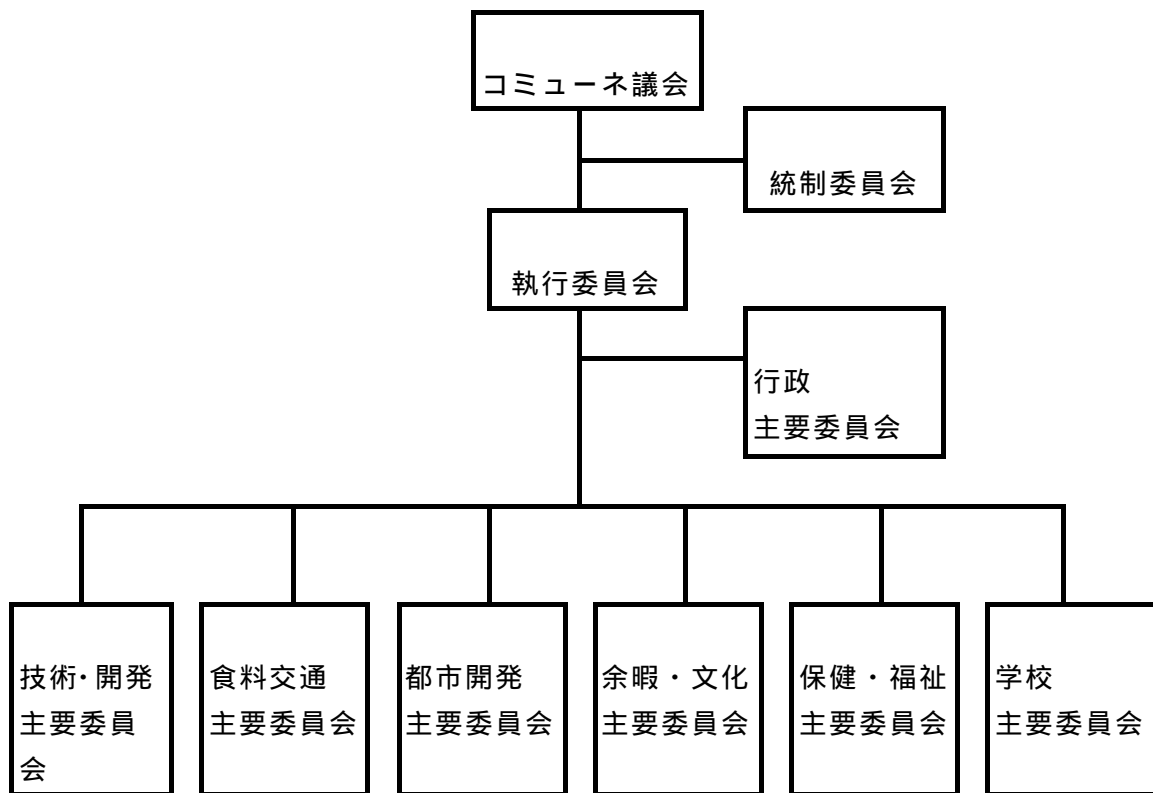
コミューネ議会は **議長** *ordføreren* を選ぶ。議長はコミューネの指導的政治家でありコミ

ューネ議会の会議を指導し、コミューネの代表である。彼女または彼は、**執行委員会** *formannskapet* とともにコミューネ議会の会議を準備する。執行委員会の構成員は、コミューネ議会の構成員の中から選ばれる。執行委員会は、定められた事項の範囲内で、及び、コミューネ議会を招集する時間がないとき、決定することもできる。

コミューネ議会議員は様々な**主要委員会** *hovedutvalg* の委員になる。主要委員会はコミューネ行政機関が準備した、しかし、彼らが重要と考える事項を取り上げることができる。

コミューネがどのような**主要委員会**を有するかを決めるのはコミューネ議会である。選挙が行われた時、新コミューネ議会が必要があると考えるなら新しい**主要委員会**を設置することができる。政治家はコミューネの多くの他の会議や委員会の委員になる。(s.110)

(9) 図3：コミューネの政治指導部 Den politiske ledelsen i en kommune (s.110)



(10) コミューネ議会の会議 (s.111-)

議長はコミューネ議会の会議(以下、「コミューネ会議」。北川)を招集する。地方新聞で会議でどのような事案が話されるかがしばしば告げられている。コミューネ会議は大抵公開 *åpne (poen)* される。すなわち、人々から選ばれた人が何を議論し定めるかを誰でも望むなら追跡できるということである。

例えば教科書や通学路、自転車道に補助金を出すかどうかなどの提案はコミューネ議会でしなければならない。コミューネ計画もコミューネ議会で扱われなければならない。コミューネ議会の議員は皆、会議の前に前もって自分に送られた事案資料 *sakspapirene*(注3)を得る。事案資料は取り上げられるべき事項に関する情報と提案を含んでいる。コミュー

ネ会議の計画書 programmet は、**事案一覧 sakliste** と呼ばれる。誰でも、コミューネ会議の前に、事案一覧と関心のある事案に関する事案資料をもらえるよう要求することができる。

事案資料は、常勤のコミューネ行政職員が提出する。これは、コミューネ諸主要委員会及び執行委員会の提案も含むことができる。各政治家は、様々な事案について自分の意見を決めなければならない。しばしば各政党は前もって会合をもっており、そこで政党の全員は共通の立脚点で一致するよう試みる。

コミューネ議会を指導するのは議長である。その側近には助役 rådmannen を有している。そこには公式記録を取ったり質問に答えたりする他のコミューネ職員もいる。議長は、事案のための開会の確認をもって開会し、**議事次第 dagsorden** の提案を求める。議事次第は会議で取り上げられる事案であり、その順序である。事案一覧は、議事次第を示す。何人かが議事次第に関して発言することがあり、また例えば案件の順序を変えることを求めることがある。

議長は机版をたたき小槌をもっている。議長が小槌を打つとき、それは一つの事案が決定されたこと、または議事次第の一つが終了したことを意味する。

多くの事案を議長は全く早く片づけるが、別の事案は基本的に扱われる。議員は自分の発言リストを定める。大抵、各政党のグループ・リーダーがいて最初に発言する。いくつかの事案は処理するのに長い時間を要し、また、その時、議長は議員の発言時間を例えば5分などと制限することがある。一つの事案に関する討議の時間が少したった時、議長は、次の議員発言予定を決めたい at hun vil sette strek under neste kommunestyrerepresentants innlegg と言う。これは発言するつもりの方は皆、自分の発言予定の前に発言リストに登録しなければならないことを意味している。

最後にコミューネ議会は到達した提案について投票する。議長が、どのように**票決する votere** (stemme)かを定める。議員は、様々なやり方でその票を示し得る。すなわち、起立する、手を挙げる、議長が読んだときイエスまたはノーで答える、あるいは文書で表すなど。何人かは調整を延期することを希望する。そのような延期提案を政治家はいつでも最初に票決する。

何回かで最早、提案が無くなる。その時、議長は最も少ない票数の提案を除き、議員は残っている提案に投票しなければならない。こうして提案の一つが最後に大多数を獲得する。

最後に議長が会議を終わらせる。今度は、コミューネの行政機構が政治家が決めたことを遂行することに配慮しなければならない。

注3) sakspapirene : 仏 les documents du dossiers、sak: 英 matter

(11) 県コミューネ fylkeskommunen (s.113-)

県コミューネは、その全県域 hele fylket に共通であり、各コミューネには大きすぎる課題を解決する。このことは特に高等学校、病院、保健業務、大きな道路開発、計画作定 planlegging、食料生活の増進及び文化に当てはまる。

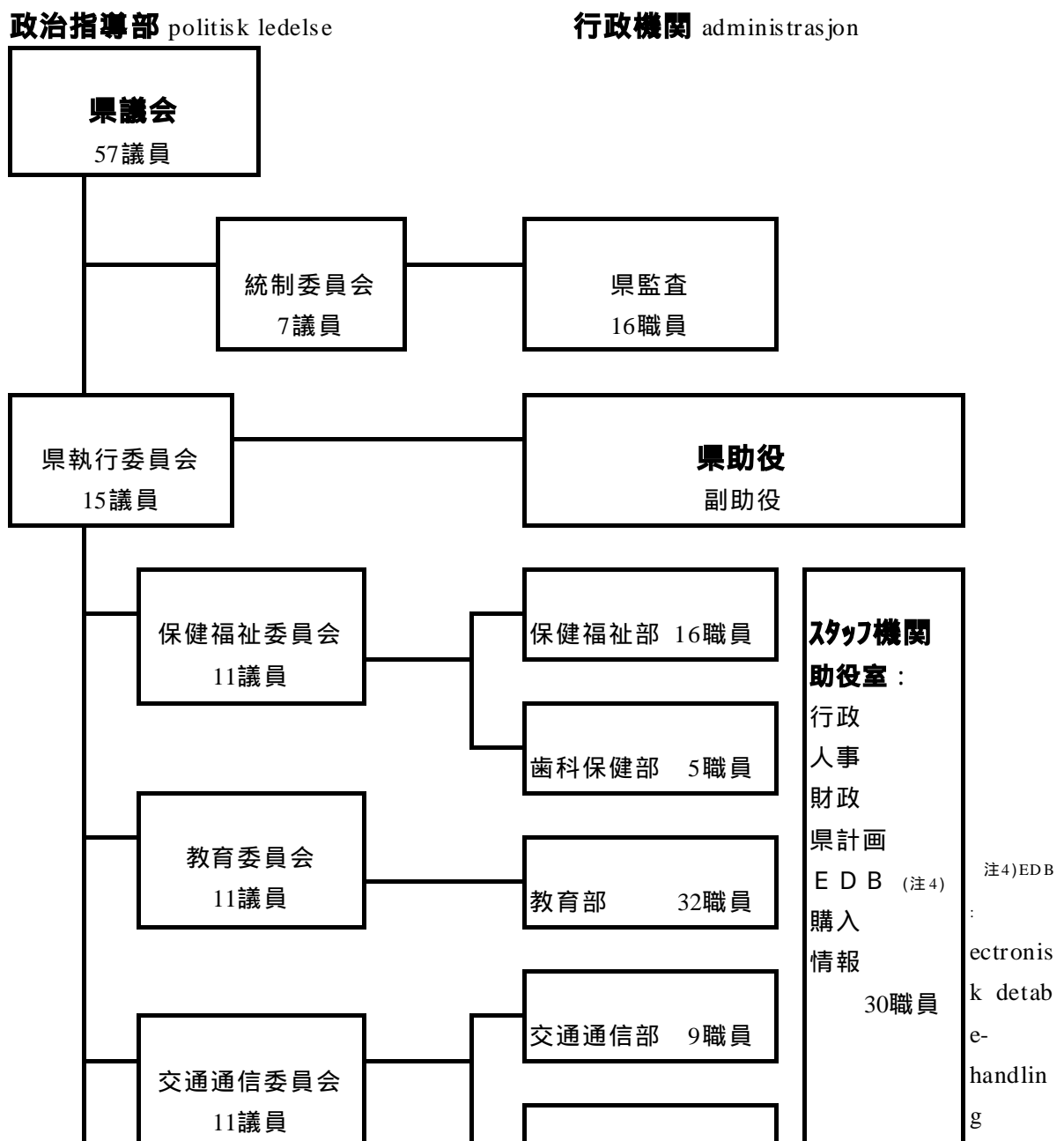
県コミューネは、**県議会 fylkesting** に管理される。県議会の議員は、県の住民から4年間の任期で選ばれる。現代では、コミューネ議会の議員に投票することが生じる。県議会はそんなに多く会議をしない。プスケルーでは、例えば年に約4回、会議をする。県

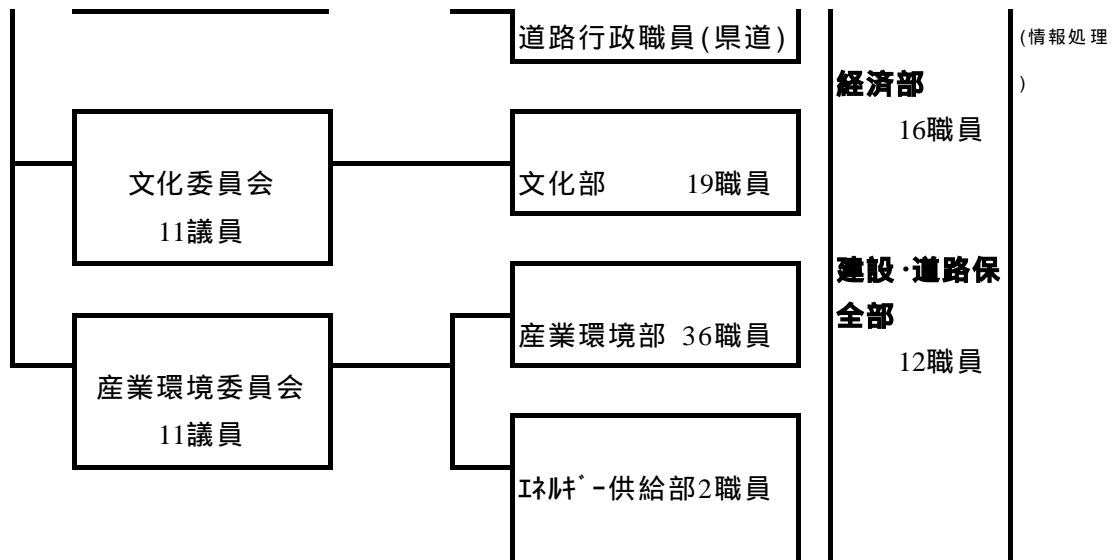
議会で正当はその指導的政治家を**県執行委員会 fylkesutvalget**に選ぶ。これは、コミューネの執行委員会に相当する。県執行委員会は、より細かい事項を決定し、県議会よりも多くの会議をする。県議会議長は、県の最高の政治家であり、県議会の長である。

コミューネと全く同じように県コミューネは一つの行政及び一つの政治指導部の中で分割されている。私たちが何かに関して尋ねるとき、私たちが会うのは県コミューネの職員である。

県コミューネには、例えば病院で働いている人や高等学校の教員など多くの職員がいる。例えば、ムーレ・オグ・ロムスダール県コミューネでは1996年に約9000人の職員がいた。

(12) 図4：ムーレ・オグ・ロムスダール県コミューネの政治・行政管理 (s.113)
politisk og administrativ ledelse





原注)ムーレ・オグ・ロムスダール・コミューネには 57 人の議員がいて7つの各委員会に分属する。行政機関には約 200 人の常勤職員がいる。図は彼らがどういう仕事をしているかを示す。

(13) 国会はコミューネの仕事内容を定める

県コミューネは県道を造るが、国道は造らない。これは国がすることである。コミューネは基礎学校を造り、県コミューネは高等学校を造り、国は大学 universiteter 及び専門学校 høyskoler (høy/høg : eng. high 訳者注)を造る。国は至る所に見られる。コミューネの中で国の職員である人たちが働いている。レンスマン(保安税務官 lemsmenn. 注#)と警官、福祉事務所 trygdekontoret、労働事務所 arbeidskontoret 及び税務署 likningskontoret の職員はすべて国の仕事をしている。

法律 lovene を作るのは、国である。国道が造られるべきか否かを決定するのが国であってどのコミューネでもないことは、国会で決められる。現在では国会がつくった計画及び建設法ができている。これはコミューネに例えば新しい国道あるいは新しい産業施設の建設を止める権限を与えている。国会は絶えずコミューネに暮らしのために設定すべき義務を負わせる新しい法律を決定する。国会は、どれくらい多くのお金 移行金 overføringer

をコミューネが国から得るべきかをも定める。それゆえ国は、コミューネが何の仕事をするべきかについて強い影響力を持っている。(-s.114)

注)レンスマン：地方のコミューネで秩序を維持し税を徴収するノルウェーの行政官。

lemsmann : officier d'administration (norwegian) chargé du maintien de l'ordre, de la collecte des impôt dans les communes rurales (Lars Otto Grunt "Stor Norsk Fransk Ordbok" Universitetsforlaget, 1994, 2. utgave, Oslo)

